

指定介護予防訪問看護・指定訪問看護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 乙羽会（以下「本事業者」という。）が設置するグリーンハウス訪問看護中城（以下「本事業所」という）において、実施する指定介護予防訪問看護・指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という）の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の人権・尊厳・個性を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所が実施する事業は、利用者が要支援や要介護状態（以下「要介護状態」とする）になった場合、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

2. 利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防や日常生活の充実に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
3. 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
4. 指定訪問看護等の事業に当たっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。

5. 指定訪問看護等の提供の終了に際しては、利用者、又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センター、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

6. 前5項のほか「沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年沖縄県条例第23号）及び「沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第24号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定訪問看護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 社会福祉法人 乙羽会

グリーンハウス訪問看護中城

所在地 沖縄県中頭郡中城村当間961番地
コーポ比嘉101

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師1名（常勤職員）
管理者は、主治医の指示書及び介護予防・居宅介護サービス計画等（以下「ケアプラン」という。）に基づき適切な指定訪問看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 看護師：常勤換算2.5名以上

指定介護予防訪問看護・指定訪問看護運営規程

看護師は主治医の指示書とケアプランに沿って、訪問看護計画書又は介護予防訪問看護計画書を作成しそれに基づき指定訪問看護等を提供し、実施事項等を訪問看護報告書または予防介護訪問看護報告書として作成し事業の提供にあたる。

(営業日および営業時間)

第5条 本事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：365日 月曜日から日曜日(祝日を含む)
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間：午前9時から午後5時までとする。
- (4) 連絡体制など：24時間常時電話などによる連絡・相談などが可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(指定訪問看護等の内容)

第6条 本事業所で行う指定訪問看護等は利用者の心身機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書又は介護予防訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明と当該計画書の交付を実施する。
計画書には、利用者の希望、主治医の指示書及びケアプラン等に沿って、心身の状況を踏まえ、療養上の目標や、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載し、利用者へ提供する。
- (2) 訪問看護計画書又は介護予防訪問看

護計画書に基づく指定訪問看護等

- (3) 訪問看護報告書の作成
- (4) 主治医、地域包括支援センター等との必要な連携
- (5) 事業内容
訪問看護師
 - ・病状や健康状態の観察(血圧・体温・呼吸・脈拍等の測定)
 - ・病状に応じた看護管理(内服や栄養管理等)
 - ・苦痛症状の緩和ケア
 - ・かかりつけ医との連携(状態を随時かかりつけ医へ報告)
 - ・緊急時の連絡調整
 - ・創傷や褥瘡処置とその予防
 - ・人工肛門・人工膀胱の管理
 - ・腎・膀胱瘻の管理
 - ・点滴、持続点滴(IVH)の管理
 - ・経管栄養(胃ろう・腸ろう・鼻腔栄養)その他ドレーン管理
 - ・在宅酸素と人工呼吸装着者の看護
 - ・その他医師の指示による処置(注射・点滴の実施や管理等)
 - ・食生活の援助、栄養管理
 - ・服薬管理
 - ・水分摂取に関するアドバイス
 - ・排泄ケア
 - ・褥瘡予防
 - ・コミュニケーションの援助(意思決定支援等)
 - ・療養上の問題に対するのアドバイス
 - ・難病の看護、重身・重度看護者の看護
 - ※24時間電話相談
 - ※緊急時の訪問
 - ※ターミナルケア

指定介護予防訪問看護・指定訪問看護運営規程

※看取り支援

(利用料等)

第7条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)「居宅介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

(平成18年4月1日厚生労働省告示第127号)等によるものとし、当該指定訪問看護等が法廷代理受領サービスであるときは、利用料として一部の支払いを受けるものとする。

2. 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費はその実費を徴収する。なお、自動車バイクを使用した場合の交通費は、次の額とする。

(1) 本事業所から片道20Km以上200円

3. 前2項の利用料などの支払いを受けた時は、利用者又はその家族に対し、利用料と指定訪問看護は別事業の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

4. 指定訪問看護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名、(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の訪問実施地域は中城村、西原町、与那原町の区域とする。その他の地域に関しては要相談にて対応を検討す

る。

(事故発生時の対応)

第9条 本事業者は、指定訪問看護などの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に関わる居宅介護支援事業者等の連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2. 指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(緊急時の対応)

第10条 看護職員等は、指定訪問看護の提供を行っている際に利用者に病状の急変が生じた場合等は、必要に応じ臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、家族及び管理者に報告する・また、主治医との連絡困難な場合は、緊急搬送等必要な措置を講じるものとする。

2. 緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求めなどの必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合はこれまでの人生会議(Advance Care Planning)をふまえて緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第11条 本事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2. 本事業者は、利用者に対する事業の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間

指定介護予防訪問看護・指定訪問看護運営規程

保存するものとする。また、利用者またはその代理人の求めに応じ、これを開示し、又はその複写物を交付するものとする。

- (1) 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書
- (2) 訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書
- (3) 提供した具体的なサービス内容等の記録
- (4) 利用者に関する市町村への通知に関わる記録
- (5) 苦情の内容などに関する記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(衛生管理等)

第12条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2. 本事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 本事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 本事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 本事業所において、従業者に対

し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(秘密保持等)

第13条

本事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いに関するガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努める。

2. 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
3. 本事業者は、前項に定める秘密保持義務について、従業者の離職後もその秘密を保持すべき旨を従業者との雇用時に取り決めることとする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報をを用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書で得ることとする。

(苦情の処理)

第14条 指定訪問看護等の提供に関わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、担当職員及び責任者を選任し、苦情相談対応マニュアルを策定するとともに職員に周知徹底を行うものとする。苦情相談の対応結果については、個人を特定できる情報を除き公表するものとする。本事業者は、提供した指定訪問看護等に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員

指定介護予防訪問看護・指定訪問看護運営規程

からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

2. 本事業所は、提供した指定訪問看護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 本事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(高齢者虐待の防止)

第15条 本事業所は、虐待発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 本事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置などを活用して行うことができる。）を定期的で開催するとともに、その結果について、看護師職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 本事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 本事業所において、看護師職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切実施するため担当者を置くこと(管理者：糸数真衣子)
2. 本事業所は、サービス提供中に、当

該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止について)

第16条 本事業者は、利用者又は他利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行動を行わないものとする。

2. 本事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、身体拘束等の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、再検討記録等記録の整備や身体拘束等を行う場合の手続き等、厚生労働省策定の「身体拘束ゼロへの手引き」の内容を遵守し適正な取扱いにより行うものとする。
3. 本事業所は、身体拘束などは廃止すべきという考えに基づき、従業者全員への周知徹底及び身体拘束などの研修を年1回以上実施する。

(認知症ケアについて)

第17条 本事業所は、認知症状のある利用者の個性を尊重するケアのため次の取組をおこなうものとする。

- (1) 利用者に対する認知症ケアの方法等について、介護者に情報提供し、共に実践する。
- (2) 認知症に関する正しい知識やケアを習得し、専門性と資質向上を目的とした研修を実施する。

(業務継続計画の策定等)

指定介護予防訪問看護・指定訪問看護運営規程

第 18 条 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 本事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第 19 条 本事業所は、本事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行うよう努めるものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第 20 条 居宅介護支援・介護予防支援の公正中立性を確保するため、指定訪問看護事業者は、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者またはその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品などの財産上の利益を供与してはならないこととする。

2. 本事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な

言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3. 本事業所の職員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するものとする。

- 4 本事業所は看護師職員等の資質向上のために研修期間を次の通り設置し、業務の執務体制についても検討・設備するものとする。

(1) 採用時研修：採用後 1 カ月以内

(2) 継続研修：年 6 回

5. 本事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護等の提供をさせないものとする。

6. 本事業所は、指定訪問看護等に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

7. この規定に定める事項のほか、運営に関する事項は本事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。を行うよう努めるものとする。

附則

この規程は令和 6 年 5 月 1 日から施行する
この規程は令和 7 年 11 月 1 日から施行する